

薬生食輸発1018 第1号
令和元年10月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ナチュラルチーズに係る輸入時検査の強化について (一部改正)

標記については、平成27年8月20日付け食安輸発0820第5号(最終改正:令和元年6月21日付け薬生食輸発0621第1号)により取り扱っているところです。

今般、輸入時の検査命令において、下記の製造所により製造されたイタリア産ナチュラルチーズより基準値を超えるリステリア・モノサイトゲネスが検出されたことから、上記通知の別表に、当該施設を追加し、別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

(IT 01 62 CE) PALZOLA S. R. L.

別紙

(別表)

(最終改正：令和元年10月18日)

対象国・地域	製造者名	強化日
フランス	(FR 76 372 001 CE)SARL VILLIERS	平成27年8月20日
フランス	(FR 70 002 001 CE)SASU PATURAGES COMTOIS - PATURAGES COMTOIS	平成30年3月6日
イタリア	(IT 01 065 CE)CASEIFICIO TOSI S. R. L.	平成28年12月16日
イタリア	(IT 01 62 CE)PALZOLA S. R. L.	令和元年10月18日